

船舶インシデント調査報告書

平成29年7月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成29年3月2日 00時30分ごろ
発生場所	和歌山県串本町 ^{しおの} 潮岬南西方沖 潮岬灯台から真方位240° 8.0海里付近 (概位 北緯33° 22.2′ 東経135° 37.0′)
インシデントの概要	引船 ^{かいしん} 海真丸は、台船 ^{みずほ} 第八瑞穂丸の船尾部に押船第八瑞穂丸が結合した押船列をえい航中、海真丸及び押船第八瑞穂丸の各主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年3月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 海真丸、213トン 136808、海洋開発興業株式会社 B 台船 第八瑞穂丸、875トン なし、株式会社南栄建設工業 C 押船 第八瑞穂丸 19トン 292-51408 鹿児島、株式会社南栄建設工業
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） C 船長C、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2.5m
インシデントの経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、B船の船尾部に船長Cほか6人が乗り組んだC船が結合して一体となった押船列（以下「C船押船列」という。）をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、潮岬南西方沖を航行中、えい航索が切断した。 C船押船列は、C船の主機を前進にかけた状態でA船にえい航されていたところ、切断したえい航索がC船の推進器に絡まり、主機が停止して運航不能となった。 A船は、C船押船列に接近し、予備のえい航索を手渡そうとしたところ、同えい航索が海に落ちてA船の推進器に絡まり、主機が停止して運航不能となった。 A船は、船長Aが携帯電話で海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視船及び僚船により串本港へえい航された。 C船押船列は、A船の所有者が手配したタグボートにより串本港にえい航された。

分析	A船引船列は、A船のえい航索が切断した際、同えい航索がC船の推進器に絡まり、また、A船からC船押船列に手渡そうとした予備のえい航索が海に落ちてA船の推進器に絡まったことから、A船及びC船の各主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、A船引船列が、A船のえい航索が切断した際、同えい航索がC船の推進器に絡まり、また、A船からC船押船列に手渡そうとした予備のえい航索が海に落ちてA船の推進器に絡まったため、A船及びC船の各主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。